

農政時流

宮城県農業会議 会長 森谷 尚生 書

第3号/平成16年3月15日発行

宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL/022-275-9164

E-MAIL/04miyagi@nca.or.jp

< 主な内容 >

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|-------------------------------------|
| 2 | 農業委員会法改正案
平成16年度農業委員会関係予算案 | 5 | 涌谷町「認定農業者との意見交換会」
～2分間スピーチの熱き思い～ |
| 3 | 主張「地域とともに」 | 6 | 農業経営の法人化をこうして進める |
| 4 | 市町村合併後の問題点
～加美町に聞く～ | 7 | 農業者年金のページ |
| | | 8 | お知らせ・オフタイム |

なぜ「農業委員会への女性参画」が求められているのか



< 2月19日 みやぎアグリレディス21（芳賀よみ子会長、会員23名）研修会 >



福島大学の岩崎由美子先生（左写真）は、農林水産省の「農業委員会に関する懇談会」に委員として参加された。

「農業委員会が目に見えない」として、活動の活性化のため、「女性参画」が求められている。

「自分自身の学び・成長の場」から、「女性農業者のもつ問題意識と行動力・ネットワーク」を通じて、その声を行政委員会制度の特徴であるボトムアップ型地域農政につなぐために女性農業委員の存在意義がある。

「自分のためになること（私）」への権利要求との対話・調整を通して、「互いのためになること（公）」の正当性が受け入れられるよう活動するプロセスを大事に、との助言を得た。

農業委員会法改正案

選挙委員の下限定数を市町村条例に委任

～40人を超える委員定数の特例措置は盛り込まれず～

政府は2月20日、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定し、今国会に上程した。改正案は、市町村の自主性を高めて業務運営の効率化を図るため、選挙委員の下限定数（10人）の条例化や、農業委員会活動の重点化等を内容とするもの。

本県等が強く要望していた、市町村合併により農地面積等が著しく拡大する農業委員会の選挙委員について、法定上限定数が40人を超える定数の特例措置は盛り込まれなかった。

主な改正点は次のとおり。

- ① 農業委員会の必置基準面積から市街化区域（生産緑地地区を除く）内の農地面積を除外する。
- ② 選挙委員の下限定数を廃止し、市町村条例に委任する。
- ③ 農業委員会の任意業務の「農業技術の改良、農作物の病害虫の防除その他農業生産の増進」を削除し、農地及び農業経営の合理化に関する業務等に重点化する。
- ④ 選任委員の推薦団体に土地改良区を追加し、議会推薦委員5人を4人とする。
- ⑤ 特定の選挙委員の解任請求を可能とする。
- ⑥ 農地部会の必置規制を廃止し、複数の農地部会及び農地部会以外の部会の設置を任意とする。

なお、交付金制度は農地法の適正な執行を確保する観点から堅持され、農業委員会の必置基準面積（現行、都府県90ha）は、政令で後日規定される。

この改正にあたっては、政府の審議会等から農業委員が多すぎるとか、活動が総花的で見えにくいなどの指摘や、政府の骨太の方針で必置面積の引き上げ、組織のスリム化などが打ち出され、農林水産省が「農業委員会制度の見直しに関する懇談会」を設けて改正案を検討してきた。農業委員会系統組織でも昨年、全国の農業委員会からの意見を集約して必置規制と交付金の堅持、役割の明確化などを要請していた。

現在、政府は「食料・農業・農村基本計画」を見直している。また、地域水田農業ビジョンに基づく米政策改革が実行される。そして、農業委員会への一般の理解は未だ十分とはいえない。

区域が拡大し委員が少なくなることによって、農業委員会と農業者が疎遠になってはならない。

今回の法改正を契機に、農業委員会が法令業務の適正な執行と、農地の有効利用や農業経営の合理化等に重点化された業務を市町村やJA等の関係団体との役割を明確にしながら、農業者の公的代表として、いかに積極的かつ効果的に取り組むかが注目されることとなる。（佐藤 雄一）

平成16年度 農業委員会関係政府予算案

現在、国会で審議されている一般会計総額 82兆 1,109 億円の平成16年度政府予算案で、農林水産と農業委員会関係予算の概要は次のとおり。

1 農林水産関係

項目	予算案	対前年比
総額	3兆 522 億円	1.9%減
公共事業費	1兆 3,712 億円	4.6%減
非公共事業費	1兆 6,810 億円	0.4%増

非公共事業費では、農業委員会関係予算をはじめ、産地づくり交付金など米政策改革関連に必要な1,726 億円のほか、農産物の安全性確保や家畜防疫体制強化のための予算、農林水産物の輸出促進対策費等が措置されている。

2 農業委員会等に必要な経費等

項目	予算案	対前年比
総額	126 億円	7.9%減
農業委員会	117 億円	8.1%減
内、交付金	108 億円	6.9%減

農業委員会交付金は、農業委員と事務局職員の経費等に充てられるもので、財務省から「3年で3割以上のカット、単年度10%台の縮減」が示されていた。このため、全国農業会議所をはじめ全国の農業委員会、都道府県農業会議で削減幅の縮小要請を展開し、市町村合併による農業委員会数の削減等を考慮し、1農業委員会あたりの交付額に影響を与えない範囲として「3年で2割程度、16年度は6.9%縮減」となった。

（佐藤 雄一）

米政策改革と農業委員会活動

昭和45年から30有余年にわたる生産調整の歴史に別れを告げ、今年4月から米政策改革が本格的にスタートします。

改革のねらいは、平成22年までに農業者や農業者団体が主役となり、「米づくりの本来あるべき姿」を実現することといわれていて、産地間競争が激化することになります。

現在、農業者、農業団体、行政が一体となって取り組んでいる、将来の水田農業の姿とその道筋を描く「地域水田農業ビジョン」の作成が最終段階を迎えています。

ビジョンの柱となるのは、①需要を踏まえた生産販売戦略、②担い手の明確化と育成、③水田の利活用対策で、具体的には、「誰が」、「どこで」、「何を」、「どのように作るのか」を地域の総意として考えたものです。

ビジョンは実践していくことが肝要です。これを支援する産地づくり交付金は、ビジョン策定が前提条件になっています。

ビジョンづくりでのポイントは、「売れる米」や「担い手」といっても地域によって様々で、地域の創意工夫を活かし、集落を基本に徹底して話し合いを重ねていくことが大切となりますが、現場での反応はどうでしょうか。

全国的には岩手県花巻地域のように、「集落ビジョン」から「地域ビジョン」への積み上げを行っている先進事例もありますが、県内の取り組みはスタートの遅さが今もって尾を引いているとの声が聞かれます。

大事な課題である担い手を明確化することや集落営農をどう進めるかなどについて、時間的な余裕がないこともあって、十分議論されていないところも多いようです。

農業委員会系統組織としても、ビジョンを絵に描いた餅としないため、3月24日開催の本会第67回通常総会に米政策改革への対応を提案する方針を打ち出していて、組織責任として推進の一翼を担うとの意識と意欲を持って取り組まなければなりません。

農業委員会としては、農業委員会法の改正法案が審議される中、如何にして地域の皆さんと連携し、「目に見えて、評価される活動」を進めることができるか問われていると言えます。

(栗野 一男)

～主張～

「地域とともに」

古川市

農業経営者

〔水稲＋野菜〕

農業委員

ささき りょう じ
佐々木 良 司



何度かの変遷を経て30数年続いた「減反政策」が、平成16年の作付けから大きく変わろうとしている。

地域水田農業ビジョンのもとに産地づくり、稲作所得基盤確保、担い手経営安定、集荷円滑化の四つの対策が打ち出されている。4ヘクタール以上を耕作する認定農業者や、20ヘクタール以上の法人化を目指す集団に対する施策も新たに講じられた。

水稲を中心とする我が家では、所得の安定のために、水稲と大豆、麦、野菜などのバランスを取りながら取り組む必要がある。そのためには従来の作業受託中心から、地域で取り組んでいる日本型CTE（地域水田農業再編緊急対策）の助成を活用し、利用権設定による農地の集積、団地化を図る予定でいる。それにより大豆、麦等の作付けが可能な囲い、また水稲以外では不適な囲いの区分が容易になり、どちらも作業効率を上げることが可能になる。

水田農業構造改革では、認定農業者を中心とした「個別経営」と、従来から築き上げてきた集落の構成員を中心とした「作業集団」がバランスを取りながら共存していくことも重要になると思っている。

市街地のはずれにあるということもあり、23戸の集落だが専業農家は我が家だけ。このような状況の中、後継者が今年から就農するにあたり、かつての「結い」のような集落のつながりを深めながら我が家の水田農業ビジョン、集落の水田農業ビジョンを構築していきたいと思う。

今、市町村合併により定数の削減が唱えられている農業委員。それとは反対に益々農業、農政への期待が高まる中、今まで以上に地域とのより一層密接な係わりが求められている。地域をよく見て、よく話を聞き、農家のよき相談者であり、代弁者でありたいと思っている。

市町村合併後の問題点～加美町に聞く～

市町村合併特例法の期限が切れる平成17年3月までに、市町村合併が急速に加速化しています。

合併に向けての入念な準備はされています。ただ、合併後にはどのような問題が出てくるのか？県内で一番早く合併した「加美町農業委員会」からお話を伺いました。

（合併後の感想）

委員	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員が33名となったことから、「農地部会」「農政部会」に分けたため、全体の動きが見えなくなった。 合併前は、自然と意思疎通が出来ていたが、農業委員同士で情報交換に努めなければならなくなった。
職員	<ul style="list-style-type: none"> 旧町単位で事務処理の仕方が異なっていたため、一つひとつを職員間で話し合い、方針を決めていくことに苦労している。 地理的に慣れていないため、現地調査や業務に影響を及ぼしている。
農家	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会は合併前と違って顔が見えない。旧他町の役場職員には接しにくい。 農業委員会の設置場所が遠くなり不便。

（今後の問題点）

加美町では、平成16年3月に合併後の初選挙が行われ、選挙委員が33名から18名になることから、農業委員会活動計画の見直しと、膨大な事務量に対する職員数の不足が大きな問題点になっています。

兎原伸一会長は、「重要な農政課題である『地域水田農業ビジョン』にも、農業委員会として積極的に関わっていきたい。しかし、農業委員会としての活動に当たり、予算的な面も含め、農業委員数や職員数が減り、体制が弱くなるのに反し、農業委員会に期待される役割が増えるというギャップがある。合併による諸問題の解決には、まだ2～3年はかかるだろう。出来るだけ早期に、新たな加美方式を模索し、農業委員会として落ち着いた体制を整えたい」と話されました。

（大切なこと）

市町村合併後に一番大切なことは？と伺ったら、

加美町農業委員会では「お互いに理解し合い、旧町の壁を越える努力を惜しまないこと」だそうです。

現在、合併を進めている農業委員会でも、この“努力”を惜しまず、「新しい農業委員会」を構築してほしいと思います。

（森下 純一）

かけはし

志波姫町農業委員（会長職務代理）

佐々木 弘 さん



☆経営内容

水稲 10.7ha
（うち借入 7.5ha）
（減農薬栽培米の直売）

転作大豆 12.5ha

☆就任回数：現在4期目（選挙）

☆地域活動

十文字生産組合長（水稲作業受託 45ha）

J A栗っこ防除部会長（ラジコンハリの普及推進）

全国でも有数の大型広域市町村合併が迫っています。私は、新生「栗原市」（合併後の市名称）の農業委員として、旧態依然とした考え方を捨てて、意欲ある担い手を中心とした産地形成に力を尽くしていきたいと思っています。

一昨年、私は、経営に家族経営協定が必要と思い、後継者を含め、役割分担・給与・就業条件等を明文化した三者協定を締結しました。

締結後には、心身ともに楽になり、余裕が生まれ、次の事（経営）が考えられるようになりました。

妻や息子も、責任ある役割を持った経営者の一人になったことを喜んでいました。

経営のプラスとなり、家族にも喜ばれるのに、普及しないのはPR不足でしょうか？

担い手農家の方々に家族経営協定をお勧めします。

全国農業新聞

全農業委員1人・1年・1部拡大運動を推進しよう!!

「認定農業者との意見交換会」～2分間スピーチの熱き思い～



系統組織では、「認定農業者と農業委員会の意見交換会」を実施しています。しかし、「出席者が少ない」、「意見が出ない」などの理由で、開催を見合わせているところもあります。

そのような中、今回、涌谷町農業委員会では、20名以上の認定農業者が出席し、農業委員13名、県や町関係者を合わせ42名が参加して“活発な”意見交換会が開催されました。

佐竹栄一農業委員長は、「自由に意見を出し易いよう、2分間スピーチで思いを語ってもらうことにした」と、苦心の一端を話してくれました。

涌谷町農業委員会

おかげで、認定農業者からは、「担い手育成のため、集落農場を目指しています」、「借りたい農地が生前一括贈与対象農地のため借りられずに残念だった。時代に沿って改正してほしい」、「一般的に農業後継者は自分の息子だけと限定する方が多いが、農業に対して意欲があるなら誰（他人）でも構わないと思う」、「認定農業者のメリットは、もっと多くあるべきではないか」、「農作業を手伝ってほしいので、シルバー人材センターの設置をお願いしたい」など、自分の経営や地域の農業などについての様々な思いが活発に語られ、出席者一同、「熱き思い」に感銘を受けたということです。

「担い手農家との情報交換は、農業委員会活動の基本というべき重要なこと。今回は、あっという間に時間が過ぎてしまい残念。認定農業者からの意見や要望が沢山出されたので、我々として何をすべきかしっかり議論し、その実現に向けて取り組んでいきたい」と、佐竹会長も「熱き思い」を話されました。（森下 純一）

いきいきファーマー

「地中海キャベツで3億円を」



南方町：佐藤啓一さん（54歳）

家族構成：本人、妻、長男、長女、母
 経営内容：水稲4.8ha、露地野菜（キャベツ）1.6ha、施設野菜（イチゴ）2,080㎡
 地域活動：砥落転作組合長、南方地中海クラブ部会長、農業委員（2期目）



「もっこりニラ」で有名な南方町で、『継続は力なり』を経営方針のモットーに掲げ、地域活動を大切にして、複合経営でがんばっている佐藤啓一さんご夫妻。

啓一さんが就農したのは、米の生産調整が始まる1年前の昭和44年。

町では転作面積の増加に伴い、麦・大豆だけでなく、土地利用型作物で高収益を期待できる「キャベツ」に着目し、昭和60年代後半から本格的に作付けが始まったが、それ以前から町内で最も早く導入していたのは、啓一さんだった。

一時、作付面積も22haまでに拡大したが、平成5年に冷害で壊滅状態となった。

翌年、当人を含め僅か3戸しか残らなかったが、お互いががんばってきたところ徐々に増え、現在では18戸でピーク時を越える23haまでに伸び

ている。

また、通常年1回のところ2回（春・秋）の作付け体系をとり、原産地にちなんだ「地中海キャベツ」のブランド名も確立している。

現在、JAみやぎ登米管内では、南方町、米山町を中心に40haで作付けされ、平成14年に販売金額1億円を突破した。さらに、3億円の目標を掲げ、当人は、南方地中海クラブ部会長をはじめ、JAキャベツ部会の副部会長としても活躍している。

特に、食の安全・安心や環境にやさしい農業生産の観点から、昨年、会員の仲間とともに「エコファーマー」の認定を受け、環境保全型農業やトレーサビリティにも取り組んでいる。

（小松 和明）



ワンポイント・レッスン ～農業経営の法人化をこうして進める①～

農業法人については、昭和30年代から議論されてきましたが、農政の表舞台にでてきたのは、平成4年6月に「新政策」が公表されてからです。

平成11年7月に成立した「食料・農業・農村基本法」の第22条に「農業経営の法人化の推進」が明記され、法人経営に対する関心が高まってきました。

法人化には、「新規就農の受け皿」、「農村社会の活性化」、「経営の円滑な継承」、「対外信用力の向上」、「資金の借入れ」等の利点が挙げられます。しかし、あくまでも法人化は手段でしかなく、法人化すれば自動的に利点を享受できるというものではありません。農業経営の継続・発展を目指す経営努力の中で生み出し、獲得するものとして理解しておく必要があります。

最近、特区手法の活用、米政策改革の「集落型経営体」、農業経営基盤強化促進法の「特定農業団体」等、法人化については、周辺環境が複雑化してきていますが、今回は、基本的事項である農業生産法人の4要件を中心に解説します。

1. 農業法人とは

農業法人とは、法律用語ではなく、農産物の生産や加工・販売等をする農業に関する法人の総称をいいます。

2. 会社法人と組合法人

農業法人をつくるためには、制度の上から大きく分けて2つの方法があります。1つは会社の形態をとる会社法人で、もう1つは組合の形態をとる農事組合法人です。

- (1) 会社法人は商行為、利益を追求する法人で、有限会社（根拠法：有限会社法）、株式会社、合資会社、合名会社（根拠法：商法第53条）があります。
- (2) 農事組合法人は昭和37年の農業協同組合法改正によって設けられたもので、営利を目的としない協同組織的性格の法人です。共同利用施設等の設置を行う1号法人と農業経営を営む2号法人及び併用があります。

3. 農業生産法人

農業生産法人とは、農地の権利を取得できる法人です。（根拠法：農地法第2条第7項）

(1) 形態要件

農事組合法人（2号及び併用）、有限会社、株式会社（株式の譲渡制限規定）、合資会社、合名会社

(2) 事業要件

主として農業（関連事業を含む）による売

上高が50%以上であること。なお、関連事業とは、農産物の製造加工、農業生産資材の製造、農作業の受託等です。

(3) 構成員要件

農業関係者として、ア)農地の権利を提供した個人、イ)法人の農業常時従事者（年間150日以上）、ウ)県農業公社（農地保有合理化法人）、エ)農業協同組合、オ)地方公共団体で、関連事業者等として、法人から物資の供給等を受ける者または法人の事業の円滑化に寄与する者（総議決権の・以下で1構成員当たり1/10以下）です。

なお、農業経営基盤強化促進法の改正により農業生産法人による多様な経営展開（分社化、のれん分け、共同出資法人、経営多角化）への対応が容易になりました。

この場合、農業関連事業者の総議決権の・以下が農業内部では無制限となり、農業外部では・（経営改善計画の期間内）となっています。

(4) 業務執行役員要件

法人の農業常時従事者である構成員が、役員全体の過半を占め、かつ、このうち法人の農作業に従事する役員（60日以上）が過半を占めることが必要です。（伊藤 次郎）

ときのことば



「食育」とは

我が国では古く明治時代から知育、体育、徳育と並んで重要なこととされてきました。

国は、食育について、栄養バランスの改善や正しい食習慣の形成、農畜水産物や食品に対する正しい理解、農林水産業に関する理解、地域食文化の再認識・創造等を通じ、国民一人一人が自らの食について考え、判断する能力を養うために必要な情報提供や実践活動を行っています。

具体的には、①食生活指針の普及・定着を通じて生活習慣病の予防や栄養バランスの改善を図るとともに、②地産地消の推進や食文化の維持・継承を通じた食料消費等についての理解の促進、③食料資源の有効利用に関する理解と実践を促進しています。更に、④食料の生産・製造工程や食品衛生に関する地意識の普及を通じた食の安全・安心に関する理解と意識を高め、これにより⑤食品の選び方を身につけるための取り組み等も行っていきます。

さらに、国民が健全な心身と豊かな人間性を育むための食育を推進するため、今国会に「食育基本法案」が提出される予定となっています。

農年は確定拠出型の公的年金です!!

国民年金・厚生年金の制度改革

今年2月、与党年金制度改革協議会が「平成16年年金制度改革について(合意)」を公表しました。今回の改革は、**少子高齢化が急速に進む中で**、国民年金・厚生年金制度を将来にわたり安定的なものとし、老後の安心を確保するための**制度の根幹に関わる大きな改革**と表しています。「老後生活に安心感のもてる年金制度をどのようにして作っていくか」を課題とし、5年後を目途に結論を得るように取り組むとしています。

少子高齢化の問題

日本の人口は2006年から減少に転じ、「団塊の世代」が高齢期を迎える2015年頃には、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者になると言われています。自分の老後生活の資金として「**終身で受け取る年金**」は不可欠なものといえます。

しかし、国民年金と厚生・共済年金は、就労者が支払う保険料で受給者の年金を支える仕組み(賦課方式)であるため、加入者・受給者双方から、年金に対する不信感が高まっています。

注目されている確定拠出型年金

トヨタなどの大企業も始めている「**確定拠出型年金**」への注目が高まっています。確定拠出型年金は、保険料が自身の年金として積み立てられ、国債・株式等での運用実績を加え終身年金として受け取る「**積立運用型**」です。

この仕組みで将来受け取る年金額は、運用実績によって決まりますが、加入者や受給者の数に左右されないことや、年金としての大きな税控除もあり「**少子高齢化が進んでも、安心できる年金**」として注目されています。

農業者年金は「確定拠出型+政策支援年金」

農業者年金は、世間が注目している「**確定拠出型**」に平成14年1月から移行しています。

保険料額は自分で決めことができ、納付保険料の全額が所得税の社会保険料控除の対象になります。積立方式なので、保険料を1ヶ月分しか納めなくても年金が受給できる仕組みになっています。

また、「**認定農業者かつ青色申告者**」(年齢・農業所得等の要件あり)は保険料助成の政策支援を受けられることもできます。運用についても、農業者年金基金が国債を基本に安全性重視で効率的な運用をすることになっており、年1回、積立保険料額と運用状況をお知らせしています。

現在、「少子高齢化が進んでも安心できる**確定拠出型**」であり、また「**保険料助成措置の政策支援**」というメリットがあるのは、公的年金では「**農業者年金**」だけです。一人でも多くの農業者が、この農年制度をご理解いただき、早期加入をお勧めします。

(森下 純一)

年金相談Q&A

生前一括贈与で納税猶予を受けている農地を経営移譲することについて

問: 私は、20年前に父から生前一括贈与を受け、現在も贈与税の納税猶予を受けています。生前一括贈与の対象農地は、受贈者である私が耕作者でなくなると贈与税+利子税を払うことになると聞いています。

私は、経営移譲することはできないのでしょうか。

答: 生前一括贈与の納税猶予を受けている農地について、受贈者(子)が耕作者でなくなった場合、原則として納税猶予が打ち切られ、贈与税と利子税を納付しないといけません。しかし、農業者年金の経営移譲年金を受給するために直系卑属である後継者の一人に一括して使用貸借した場合は、特例として納税猶予が引き続きますので、贈与税を納付する必要はありません。ただし、税務署で一定の手続きが必要になりますので、ご注意ください。

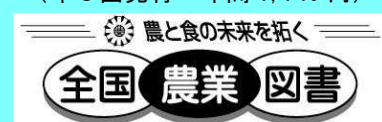
「生前一括贈与の納税猶予」とは

贈与税を納税猶予する特例で直系卑属である農業後継者への農地の生前一括贈与を促進し、均等相続による農地の細分化を防止するものです。

受贈者である後継者が農業を継続することが要件になっており、3年ごとに所定の届出書を税務署へ提出することが義務付けられています。

農年広報誌「**のうねん**」をぜひお読みください!!

(年6回発行・年間1,740円)



お申込みは市町村農業委員会・県農業会議まで

お知らせ

○ 農業経営相談会

2月9日～16日、県内9会場で、認定農業者から、資金、税務・会計、法人化等について個別相談（62件）を受けました。

○ 市町村農業委員会事務局長会議

2月12日、13日に県内3会場で開催し、平成16年度本会事業計画と農委法改正法案等の情勢について協議し、貴重なご意見をいただきました。

○ 認定農業者交流会

3月16日に仙台市内で、認定農業者組織代表者等65名の参加で開催し、事例報告等とグループ討議で組織活動の活性化について意見を交換しました。

○ 第33回日本農業賞

県農業法人育成指導センターコンサルタントで県農業法人会議会長の(株)ヒルズ代表取締役・

佐藤希志男氏（大河原町）が日本農業賞大賞を受賞しました。（JA全中・NHK主催、前月号の「いきいきファーマー」に経営内容等紹介。）

○ 平成15年度優良認定農業者等表彰

白石市の(有)蔵王プロヴァンスファーム（代表取締役・倉繁正人氏）が法人・施設等型部門の農林水産省経営局長賞を受賞しました。（全国経営基盤強化促進委員会主催）

○ 第10回「農業委員会だより」全国コンクール

「農業委員会だより」の部で「こごた農業委員会だより」が第二席の優秀賞、市町村広報活用型の部で「広報きたかみ」が全国農業新聞賞に入賞しました。

○ 平成16年度全国農業委員会会長大会

5月26日に東京都（日比谷公会堂）で開催されます。食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた政策提案等を行います。

オフ・タイム



今回は、^ま真 ^{ごめ}籠 ^{きち}吉 ^{ろう}郎 副会長を紹介します。



昨年の宮城県北部連続地震では、矢本町のご自宅が被害に遭われた眞籠副会長。2回目の揺れで、鴨居が落ちて壁が崩れ、仏壇が飛び出してきて倒れたとか。現在新築中で、今月末に上棟式、7月の完成を心待ちにしていらっしゃるそうです。

お酒にまつわる逸話がたくさん聞ける、との噂で楽しみにしていたのですが、今は“保身”のため「休肝日」を決めてお酒は控えているとのこと。

昭和39年に37歳で大塩村（矢本町）農協理事、62年に共済農協連と農協中央会の理事を歴任され、農業の衰退は国力の低下など食料自給率や農業の話題に熱が入りました。

心がけていることは「誠実」であること。「人様に失礼のないように心がけているが酒が入るとどうもね…」、最後には「酒は愛すべし、でもほどほどに」とのお話でした。（井澤 香子）

編集後記

春 爛漫、新たな息吹を感じる季節となりました。

今年は、改革元年としての「米政策改革大綱」を前向きにチャンスととらえ、地域農業発展のために、果敢に挑戦していきたいと考えています。

作るだけでなく、マーケティングを視野に入れた「売れる米づくり」は、当たり前になります。

平成11年7月に成立しました「食料・農業・農村基本法」の第22条に、「農業経営の法人化の推進」が明記されています。法人化を農業経営の目的としてではなく、手段としてとらえ、各地域の担い手が農業発展のために、大いに活用してみてはいかがでしょうか。

さらに、安全・安心を旨とする農業者と生活者との信頼が、今後の地域農業を、益々発展させることができると確信しております。

「農政時流」第3号を発行いたします。

皆様のご意見をお願いいたします。

編集委員（6号会議員・宮城県農業法人会議理事）

阿部雅良